

	第30回 定例総会議事録
1. 日 時	令和8年9月10日（木）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
12名	1番 朝来野 清 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子
4. 欠席委員	
2名	2番 大野 功二 14番 村上 枝里
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第30回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第30回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。 （異議なし）

議長	それでは、議事録署名委員に5番秋吉委員、11番堀委員、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、東植田小学校から南西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において陸稲を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、賀来小中学校から南東へ約450mの距離に位置した農地であり、現地のうち1筆ではネギ、キク、1筆ではエダマメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキュウリ、ナスを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、草刈機を各2台、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約23aとなります。

議長	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 3番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校から南西へ約800m の距離に位置した農地であり、現地はカキ、イチジクが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキュウリ、カキ、ジャガイモ、ダイコンを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を2台、トラクター、ハンマーナイフモア、ウイングモアを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.2km から1.4km の範囲に点在した農地であり、現地のうち2筆は保全管理されており、その他では水稻

	が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約26a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 5番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から南東へ約220m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてカキ、ミカンを栽培予定です。農機具は管理機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約0.5a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約480mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてハクサイ、ジャガイモ、ニンジン栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 7番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカン、ブルーベリーを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約33aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ8番について、野津原地区の委員は現地調査報告と地区審議会

	での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田公民館から西へ約390mの距離に位置した農地であり、現地はナス、キュウリ等が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、キュウリを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約20aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 1番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から西へ約780mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボス、キンカン、イチジクを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番堀委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、丹生小学校から北へ約800m の距離に位置した市街化区域の農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約28a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 1番について、鶴崎地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、松岡小学校から北へ約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、次の2番は、関連する18ページ 第3号議案 非農地証明願 3番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	18ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。 18ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2005年頃から耕作放棄により山林化及び農業用倉庫として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分インターから西へ約820m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化及び農業用倉庫として利用されていました。 地区審議会でも審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、18ページ 3番について採決します。 18ページ 3番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、18ページ 3番は非農地決定します。

	戻りまして、7ページ 2番について、大分地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分インターから北西へ約710mの距離に位置した農地であり、現地はイチゴ、イチジク、モモ、ミカン、ブドウが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者であり、申請地においてイチゴ、イチジク、モモ、ミカン、ブドウを栽培予定です。農機具はチェーンソーを4台、動噴、草刈機を各2台、軽トラを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約86aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 3番について、鶴崎地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はミカン、ビワ等が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてカボス、トマト、キュウリ等を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機、防除機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、宗教法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ10ページ 1番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番黒木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から南へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築事業を営む法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、11ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約21.2ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東院地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約52a となります。 12ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分二地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状

況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7a となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生・尾津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。

14ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、嶺地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻と露地野菜を栽培しており、申請地において水稻と露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.2ha となります。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の15ページ 1番は平山委員の案件ですので、平山委員は一旦、退室をお願いします。 (平山委員退室)
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	15ページ 1番です。こちらからは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、15ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、15ページ 1番は承認します。 では、平山委員は着席をお願いします。 (平山委員着席)

議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。 16ページ 1番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上志津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.3haとなります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、採決した15ページ 1番を除く第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、17ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1983年頃から宅地及び進入路として利用しているとのこと
です。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.4kmの
距離に位置した農地であり、現地は宅地及び進入路として利用されてい
ました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1979年頃から進入路及び農業用倉庫として利用している
とのこと。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約
1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地及び農業用倉庫として
利用されていました。

18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで
す。

申請内容は2021年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと
です。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約3.3kmの距
離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2013年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと
です。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から東へ約1.8kmの距離
に位置した農地であり、現地のうち1筆では耕作放棄により原野化、他2
筆は面積が矮小であり農地に復元しても農地として継続利用することが
できないことが見込まれました。

19ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで
す。

申請内容は1999年頃から宅地として利用しているとのこと。現地
調査報告です。申請地は、滝尾中学校から北東へ約750mの距離に位置
した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1975年頃から耕作放棄により山林、原野化していること
です。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.1kmの
距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林、原野化してい
ました。

議長	6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1996年頃から農業用施設として利用しているとのことですので。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約820mの距離に位置した農地であり、現地は農業用施設として利用されていました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、採決した18ページ 3番を除く、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次に、20ページ 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更について、事務局から報告をお願いします。
事務局	こちらは、農業振興地域の整備に関する法律により、市の農政課から意見を求められているものになります。基盤整備事業に伴う農用地区域外の農地を、農用地区域内の農地に編入することに対して意見がないか、ご審議いただきます。 よくありますのは、農振農用地に家を建てるときに、農用地区域の解除をいたしますが、今回は逆で、基盤整備事業を行うにあたり、農用地区域の中にないと基盤整備事業を受けられないため、農用地区域内に入れ

	ることについて意見がないかという審議になっております。 20ページ 1番です。土地の表示、申出者等については議案の通りです。 用途は田として利用する予定です。編入申出の理由は、農地を貸し付けた後、周囲と一体とした基盤整備事業を行う計画に参加するためとなります。 21ページ 1番です。土地の表示、申出者等については議案の通りです。 用途は畑として利用する予定です。編入申出の理由は、農地を貸し付けた後、周囲と一体とした基盤整備事業を行う計画に参加するためとなります。 各地区審議会でも審議していただいたところ、すべて意見なしとのことでした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は意見なしとします。 次に、22ページ 第5号議案 違反転用に対する処分 1番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、違反転用内容等については議案の通りです。現地調査報告

	です。申請地は、雄城台高校から東へ約520mの距離に位置した農地であり、現地は貸駐車場用地として利用されていました。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた、農業振興地域内にある農地に該当します。違反転用者への指導経過です。本違反転用地は、貸駐車場用地として利用されているものです。違反転用発覚後、是正指導を重ねてきましたが是正意思は確認されず、農地法違反が改善されない状況が続いています。なお、本件に関しては農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法、盛土規制法についても違反となります。地区審議会で審議したところ、勧告相当との意見でした。
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	過去に地区審議会で報告させていただきましたが、今回、農業委員会として最終的な勧告をして、市の農政課へ報告することになります。今後は農政課とともに、最終的な処分があるかどうかを含めて協議していくことになりますので、よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番齊藤委員	今後のスケジュールや、期間はどのようにしますか。
事務局	現状では、まだわからない状況でございます。農業委員会としてできることは勧告までとなりますので、市が最終的な処分をどのようにするかによって期間も変わってくると思います。
4番齊藤委員	農業委員会ができることは勧告までということは、今後現地に出向くこともないのですか。
事務局	農業委員会としては、今後も農政課と協議を行いながら、農政課が現地

	へ向かうときは同行できればと考えております。
4番齊藤委員	わかりました。
議長	他の地区でも同様の問題が起きないように、日頃から地域の推進委員や農業委員で農地の現地調査をして状況を把握し、問題を見つけた場合は事務局と相談して、早めに対応することが重要だと思います。今後、農地を守るために、皆さん協力をお願いします。 他に質問・意見はありませんか。
4番齊藤委員	期間がわからないということですが、仮に長引いたとして、このまま終わるということはないですか。今後の経過報告はありますか。
事務局	市の判断がどうなるかまだわからない状況ですが、市としても慎重に判断すると思います。今後の経過については、農政課から事務局へ報告を受け次第、また農政課から直接、動きがあれば委員の皆様へ報告いたします。
4番齊藤委員	わかりました。
5番秋吉委員	皆さんに情報共有したい案件があります。今回の議案に限りませんが、法律が改正して農地の下限面積が撤廃されたため、空き家に付随する土地などを、新規就農者の方が、3条申請により取得したいという案件が増えてきております。 最近の案件ですが、3条申請で農地を購入した新規就農者の方に対して、地区審議会への呼び出しを行いました。しかしながら、後日、農地に砂利を入れて駐車場にしようとしていたので、中止するように注意しました。 また、別の新規就農者の方も、地区審議会への呼び出しを行いました。しかしながら、後日、斜面を掘っているということで盛土法に違反して

	いることがわかりましたので、中止するように注意しました。 このような案件が増えていますので、皆さんには、できる限り地区審議会への呼び出しで慎重に聞き取りを行っていただき、違反転用にならないよう厳しく確認をしていただくようお願いしたいです。
事務局	情報共有ありがとうございます。地区審議会の呼び出しでの聞き取りや、許可が出た後も現地確認などを行い、委員の皆様とともに違反転用を防いでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	他に質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、勧告することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は勧告することとします。 次に、23ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	23ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で10件出ています。 27ページから28ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で4件出ています。 29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で36件出ています。

議長	最後は、33ページから35ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で6件出ています。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後にご報告させていただきたい内容がございますので、引き続きよろしくお願いします。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第30回定例総会を閉会します。